

入札公告

平成28年3月8日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託及び汚水槽・雑排水槽清掃、点検、汚泥処理業務委託 一式

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は、郵便若しくは信書便による送達（以下「郵送等」という。）又は入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日の前日までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時：平成28年3月30日（水）午前10時30分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟3階 総務課会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

4 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

- (1) 受付期間及び方法
平成28年3月23日(水)午後5時00分
FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。
- (2) 受付先
住所：東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係
TEL：042-491-4512(内線229)
FAX：042-491-7846
- (3) 回答
平成28年3月25日(金)までに回答する。

5 その他

- (1) 入札保証金に関する事項
入札保証金の納付を免除する。
- (2) 入札の無効
上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要。
- (4) 契約に係る情報の公表に関する事項
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。
これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了承ください。

以上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額、法人番号等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしただけでない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

入札説明書

- 1 競争に付するもの
飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託及び
汚水槽・雑排水槽清掃、点検、汚泥処理業務委託 一式
- 2 業務の内容・規格・数量
仕様書のとおり
- 3 実施期間及び場所
期限 平成28年4月1日から平成29年3月31日
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
本部棟、電気安全実験棟、環境安全実験棟、材料・新技術実験棟及び
共同実験棟
- 4 支払条件
作業後との履行完了の確認をもって支払うものとする。
- 5 入札心得
 - (1) 入札価格は、本件の履行に係る費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
 - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。
 - (3) 入札書の形式は任意とする。（別紙様式1）
 - (4) 入札書の宛名は「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
 - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
 - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（別紙様式2）
 - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
 - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合は、以下のとおりとする。
 - ① 再度入札を行う際に参加を希望する場合は、あらかじめ複数の入札書を送付すること。
入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に社名及び「開札日『入札件名』の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」、再度入札の入札書在中の封筒には「2回目」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、送付すること。
 - ② 再度入札を行う際に参加を希望しない場合は、入札書を1通のみ送付すること。
 - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類を入札書と合わせて提出しなければならない。
- 7 その他
 - (1) 当研究所は「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、平成28年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構と統合し、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所となります。
 - (2) 入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。
電話 042-491-4512 塩見（内線229）

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託及び
汚水槽・雑排水槽清掃、点検、汚泥処理業務委託 一式」

2 金 額 ￥ — (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成28年 月 日

入札者 住 所
社 会 名
代 表 者 名
代 理 人 名

印
印

委 任 状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託及び汚水槽・雑排水槽清掃、点検、汚泥処理業務委託 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 2 8 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

仕 様 書

- 1 件 名 飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託 及び 汚水槽・雑排水槽
清掃、点検、汚泥処理業務
- 2 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 3 履行場所 労働安全衛生総合研究所（東京都清瀬市梅園一丁目4番6号）
- 4 委託内容（飲料水用受水槽等清掃、点検、消毒業務委託）
 - (1) 清掃回数及び対象水槽
別表1のとおり。実施日時は施設と協議して定めること。
 - (2) 清掃作業
 - ① 受水槽等の槽内部の全壁面、天井、機器配管類および梯子等の汚れ、付着物等を水洗いした後、更にブラシ、高圧洗浄等で洗浄すること。
 - ② 金属部分の浮きサビを除去すること。
 - (3) 消毒作業
 - ① 消毒作業のときは、消毒済の作業着を着用すること。
 - ② 清掃完了後は、次亜塩素酸ナトリウム50～100ppm溶液を槽内全壁に、2分以上噴霧吹付けを行うこと。
 - ③ 1回目消毒後20分経過してから水洗いし、2回目消毒後30分経過してから、受水を開始すること。
 - (4) 点検作業
 - ① 給水ポンプ、自動給水弁、各運転装置類が正常に作動することを確認し、残留塩素が、0.5ppm以上であることを確認して作業完了とする。
 - ② 点検後、異常箇所あるいは、衛生上の問題があると思われた箇所があったときは、適宜、施設担当職員に連絡し、指示を受けること。
 - (5) 水質検査
作業終了後すみやかに給水系統別に末端水栓で実施する。高置水槽方式の場合には、高置水槽の系統別に末端給水栓で実施する。水質検査機関に搬入し、水質検査を受け、証明書の交付を受けること。
 - (6) 作業完了後
以下のとおり、受水槽等清掃報告書を提出すること。
 - ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく資格証（建築物環境衛生管理技術者免状）の写し
 - ② ポンプ室内の写真
 - ③ 槽内の清掃前後写真（床、壁、天井等と同時に水中ポンプ、梯子、ボールタップ、電極棒等槽内機器を撮ったもの。）
 - ④ 厚生労働省または東京都指定の検査機関の水質検査結果
 - ⑤ 槽内の点検結果報告書

(7) その他

- ① 業務受託者は、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽の清掃に関する講習会を修了した者又は厚生労働大臣が前記の者と同等以上の資格を有すると認められた者とし、関係法令規則等を遵守し作業監督・指導を行い、完了させること。
- ② 業務受託者は、身体の衛生については特に留意し、次の事項を遵守すること。
 - ・槽内へ入る前は、手、足、使用資機材（清掃用具）全てを塩素消毒すること。
 - ・事前に保健所等で腸内細菌検査を受け、陰性の者のみが作業を行うこと。
- ③ 槽内へ入る際は、排風機・酸素濃度計測機等を使用し、安全対策に努めること。
- ④ 本業務に必要な消耗品類は、業務受託者の負担とすること。
- ⑤ 委託料の支払いは作業毎払いとし、業務受託者は、清掃終了後に委託料を請求するものとする。
- ⑥ 建築物環境衛生管理基準等、東京都の指導基準に沿った実施とすること。

別表 1

建物	名称	容積	水質検査項目	回数
本部棟	受水槽 高置水槽	10.00 m ³ 3.37 m ³	省略不可項目（11項目） ※6か月以内ごとに検査	2回/年
			金属等項目（4項目） ※6か月以内ごとに検査（注）	2回/年
			消毒副成物（12項目） ※6月1日～9月30日の間	1回/年
電気安全実験棟	受水槽	0.75 m ³	省略不可項目（11項目）	1回/年
環境安全実験棟	受水槽	0.75 m ³	省略不可項目（11項目）	1回/年
材料・新技術 実験棟	受水槽	5.00 m ³	省略不可項目（11項目）	1回/年
	高置水槽	4.00 m ³		

清掃回数 1回/年

（注）水質検査結果が基準に適合していた場合には、2回目は省略可能

5 委託内容（汚水槽・雑排水槽清掃、点検、汚泥処理業務）

(1) 清掃回数及び対象水槽

別表2のとおり。実施日時は施設と協議して定めること。

(2) 業務内容

- ① 槽内部の全壁面、ポンプ等の汚れ、付着物などを水洗いした後、ブラシ、高圧洗浄機等で洗浄すること。
- ② 汚水槽内の汚泥等を吸引車で吸い出し、一般廃棄物（汚泥）として運搬処理すること。
- ③ 雑排水槽内の汚泥等を吸引車で吸い出し、産業廃棄物（汚泥）として運搬処理すること。
- ④ 清掃終了後、殺虫及び殺虫プレートを取り付けること。
- ⑤ 槽・ポンプ等に、異常箇所及び衛生上問題な箇所がないか点検を行うこと。

※ 汚水槽より回収した一般廃棄物（し尿）は、清瀬市より許可を有し、指定された収集運搬業者に行わせなくてはならない。なお、し尿処理場に搬入した伝票等の写しを報告書に添付すること。

(3) 作業完了後

- ① 作業後は必ず終了報告をし、必要な説明を行うこと。また、清掃前後の現場写真を添付した報告書・マニフェスト伝票・し尿処理票を速やかに施設へ提出すること。
- ② 雑排水槽より回収した産業廃棄物を処理するため、汚泥の処分場を所有している業者と受託者が契約書を交わし、適切に処分すること。また、上記処分・搬出の契約書については、控えを確認するため施設に提出すること。
- ③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく資格証（建築物環境衛生管理技術者免状）の写しを提出すること。

(4) その他

- ① 業務受託者は、業務責任者を配置し、関係法令規則等を遵守して、作業監督・指導を行い完了させること。
- ② 本業務に必要な消耗品類は受託者の負担とすること。
- ③ 槽内へ入る際は、排風機・酸素濃度計測機等を使用し、安全対策に努めること。
- ④ 委託料の支払いは作業毎払いとし、受託者は、清掃終了後に委託料を請求するものとする。

別表2

建物	名称	容積	清掃回数
共同実験棟	汚水槽	6.00 m ³	3回/年（4か月以内ごとに1回以上）
共同実験棟	雑排水槽	5.40 m ³	3回/年（4か月以内ごとに1回以上）
本部棟	汚水槽	3.45 m ³	3回/年（4か月以内ごとに1回以上）
本部棟	雑排水槽	7.58 m ³	3回/年（4か月以内ごとに1回以上）